令和８年４月

八王子市立長房小学校いじめ防止基本方針

―いじめを「防ぐ」・いじめに「気付く」・いじめから「守る」―

Ⅰ　いじめ防止のための基本方針

長房小学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体を通して、“いのち”や人権を尊重する心、他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心を育んでいます。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

長房小学校では、『いじめを許さないまち八王子条例』、『八王子市教育委員会 いじめの防止に関する基本的な方針』に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改め、具体的な取組を定めます。

３つの基本方針

基本方針１　いじめを「防ぐ」

基本方針２　いじめに「気付く」

基本方針３　いじめから「守る」

１　「いじめ」とは

（１）いじめの定義〈「いじめ防止対策推進法」第１章（総則）第２条（定義）〉

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめはどのように起きているか

●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
●嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
●金品をたかられる。
●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
●冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
●パソコン、スマートフォン、ゲーム機等で、掲示板・ＳＮＳへの書込みによる誹謗中傷、個人情報の勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
●仲間はずれ、集団による無視をされる。

いじめかどうかの判断は、いじめの定義に照らし合わせると明確です。された側が「心身の苦痛を感じている」場合は、いじめと判断されます。しかし、「いじめである」「いじめではない」と判断し明確にすることよりも、いじめにつながる心配がある事例の全てに、適切に対応することが大切です。

（３）子どもの悩み・苦しみを受けとめる

【悩む・苦しむ子どもの姿】
●いじめられる子どもの「人に知られたくない」「みんなに心配をかけたくない」という思いから、問題が見えにくくなっていることがあります。
●いじめの事実を大人に告げることによって、さらに自分へのいじめがエスカレートすると恐れている子どもがいます。
●悩み、苦しみながら、誰にも相談できず、一人で問題を抱え込む子どもがいます。

【悩む・苦しむ子どもへの支援】
○子どもが、いつでも気軽に相談できたり、大人と話をしたり、大人と一緒に活動したりする場を工夫しましょう。
○いじめられている子どもには、最後まで守り通すことを約束するとともに、「あなたは悪くない」と伝え、自尊感情を失わせないようにしましょう。
○いじめられていることを一人で悩み、苦しみ続けるのではなく、必ず誰かに相談するよう、積極的に呼びかけましょう。
○大人は、日頃から、子どものサインに気付き、子どもの悩み・苦しみを受けとめるようにしましょう。

２　長房小学校いじめ防止基本方針

基本方針１　いじめを「防ぐ」

（１）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させます。

また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識を高めていきます。

【取組等】

①『いじめを許さないまち八王子条例』、『八王子市教育委員会 いじめの防止に関する基本的な方針』

②教育課程「人権教育年間計画」

③「人権教育プログラム（学校教育編）」

④ふれあい月間

⑤ＤＶＤ「ＳＴＯＰ！いじめあなたは大丈夫？」

⑥道徳教育及び体験活動の充実

⑦セーフティ教室、ＳＮＳ東京ルール

⑧生活指導夕会・生活指導全体会(年間３回の事例研修実施)・いじめ対策委員会

（２）“いのちの大切さ”の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校･家庭･地域ぐるみの“いのち”の教育を推進します。

【取組等】

①「八王子いのちの日」での校長講話

②「SOSの出し方教育」の授業の実施

③特別の教科 道徳、各学期に、命の大切さについて考える授業の実施

④道徳授業地区公開講座、「生命（いのち）の安全教育指導の手引き」や「八王子市教育委員会生命（いのち）の安全教育」

⑤総合的な学習の時間・生活科（自然体験、栽培体験、防災、福祉）

⑥特別活動（学級会、縦割り班活動、児童会活動、クラブ・委員会活動）

⑦全校朝会（校長講話、児童会の発表）

⑧ふれあい月間

⑨ユニセフ募金活動

（３）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

キャリア教育授業の実践を通して、子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との多様な関わりの中で、“いのち”への畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れます。

【取組等】

①特別活動（学級会、縦割り班活動、学校行事、児童会活動）

②総合的な学習の時間・生活科（自然体験、栽培体験、防災、福祉）

③各教科等の体験的・対話的な学習活動

④オリンピック・パラリンピック教育レガシー（スポーツ選手・オリンピアン交流・バスケットボール【八王子ビートレインズ】、パラリンピック種目体験・ボッチャ体験）

⑤保・幼・小・中学校・高等学校との交流及び連携

⑥地域行事（父母と先生の会、地域まつり等）

基本方針２　いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のため、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めます。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識します。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応します。

（１）実態把握

①いじめに関わるアンケート、生活意識調査、ふれあい月間、担任面談期間の設置

②「子ども見守りシート」の活用

③スクールカウンセラーによる全員面談を各学期に実施

④外部相談機関等を児童、保護者に周知

⑤いじめ防止対策委員会、生活指導朝会、生活指導全体会、校内委員会

（２）教育相談

①相談体制の整備、保護者への相談方法の周知

②スクールカウンセラー、都巡回相談員、スクールソーシャルワーカー、八王子市スクール・ロイヤー、子ども家庭支援センター、八王子児童相談所、高尾警察署等との連携

基本方針３　いじめから「守る」

（１）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に、迅速な指導を行います。解決に向けては、学校全体で、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応します。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守ります。

（２）関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会、警察、地域等の関係機関と連携します。

【関係機関等】

①八王子市教育委員会、八王子市スクール・ロイヤー
②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
③学校運営協議会
④子ども家庭支援センター
⑤主任児童委員、民生・児童委員、保護司
⑥高尾警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

Ⅱ　長房小学校いじめ防止対策委員会

長房小学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。

この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を組織的に行います。

定期的に毎週木曜日に実施する。また、必要に応じて、その都度実施して、対策を協議する。

【構成】校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、低学年・高学年担任から１名ずつ、なのはな学級・あさかぜ学級から１名ずつ、養護教諭

緊急対応時：特別支援コーディネーター、 スクールカウンセラー、当該学年主任、八王子市教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー等

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組

１　いじめに「気付く」子どものサイン・変化を見付けるチェックリスト

いじめの早期発見・早期対応のためには、子どもが発するサインとして、言葉、表情、しぐさ、行動やそれらの変化を見逃さないようにします。

また、特別な支援を要する子どもについては、本人が自覚しない中、からかいや冷やかしの対象になったり、好ましくない行動をさせられたりすることがあります。

なお、サインの内容や表れ方は、それぞれによって異なることを十分に認識し、理解することが大切です。

（１）いじめられている側のサイン

朝の会・授業前	□ 遅刻・欠席・早退が増える。また、その理由をはっきりと言わない。 □ 挨拶をしなくなり、視線が合わなくなる。友達と一緒でも表情が暗い。 □ 体調不良を訴える。 □ 友達と関わらない。 □ 朝から服が汚れている。 □ 遅刻ぎりぎりに登校する。
授業中	□ 教室に入れず、保健室などに行くことが多い。 □ 発言したとき、周囲がざわついたり、野次がとんだり、大げさに感心されたりする。または、反応がない、無視される。 □ グループ作りで孤立したり、しつこく同じグループに誘われたりする。 □ 他の子どもから、机を離される。 □ 発表をためらう。極端に周りの目を気にする。 □ 授業でグループに入れない。グループに入っても役割がない。 □ 机、教科書、ノートなどに落書き、汚れ、破損などが見られる。 □ 他の子どもから発言を強要される。 □ 乱雑な文字や作品、弱い筆圧等、無気力な状態が見られる。 □ 成績が急に低下する。 □ 専科の授業から一人で遅く戻る。
休み時間	□ 遊びの輪に入れず、校庭を一人で歩いている。 □ 楽しそうな表情がなく、一人で寂しそうに教室に帰ってくる。 □ 一人で校舎内を歩いていたり、用もなく職員室や保健室に来たりする。 □ 一人で遊び道具を片付けさせられる。 □ 友達に必要以上に気を遣っている。 □ 休み時間に、自分の席から離れない。 □ 無理やりのように友達に連れ出される。 □ トイレ内などで、複数の子供たちに囲まれている様子が見られる。 □ けがが多い。休み時間後、服装が汚れ、乱れている。

給食時	□ 机を離される、寄せようとしない。寄せても隙間がある。 □ 配膳したり、されたりすることを嫌がられる。 □ おかわりをすると、周囲が目配せをする。 □ 配られない、または極端に多く盛り付けられる。 □ 給食を残したり、食欲がなくなったりする。 □ 給食当番の白衣などを複数洗濯している。
清掃時	□ 机やいすが運ばれないで放置されている。 □ 目の前にゴミを捨てられる。 □ 他の子どもが嫌がる仕事ばかりをしている。 □ 他の子どもと離れて、一人で掃除している。
帰りの会・下校時	□ 靴箱にいたずらをされる。 □ 何か起きると責任を押し付けられたり、追及されたりする。 □ 下校中、友達の荷物を持たされる。 □ 靴やかばん、傘などの持ち物が紛失する。 □ 配布するプリントが、席を抜かされるなどして渡らない。 □ 教師の近くから離れない。用もなく職員室の近くにいる。 □ 急いで下校する。またはいつまでも学校に残っている。
クラブ活動	□ グループに入れてもらえない、ペアが組めないで取り残される。 □ 失敗すると、他の子どもに強く責められる。 □ 使用した道具を、他の子どもたちがさわろうとしない。 □ 順番を抜かされたり、ボールをパスしてもらえなかったりする。 □ 体調不良を訴える。 □ 理由がはっきりしないけが、あざ、汚れがある。 □ 活動中や休憩中、一人で過ごす。 □ 一人で準備や後片付けをしている。
学校生活全般	□ 席替えや班決めで、隣の席や近くの席になることを避けられる。 □ 机、持ち物にいたずら書きをされる、壊される、無くなる。 □ 掲示物にいたずらをされたり、剥がされたりする。 □ 掲示された写真に傷を付けられる。 □ 友達関係が急に変わる。 □ ふざけた雰囲気の中で、班長や実行委員などに選ばれる。 □ 嫌がらせの手紙や紙切れがある。 □ 嫌がっているあだ名で呼ばれる。 □ 他が嫌がる仕事や雑用を押し付けられる。 □ 黒板に中傷するようないたずら書きをされる。

（２）いじめている側のサイン例

子どもが出すサインを受けとめるには、日頃から教職員と子ども、子ども間、教職員間、保護者と教職員の間等に、温かい人間関係を作ることが大切です。いじめた子どもには、いじめを行った背景を理解するとともに、いじめの行為には毅然と指導することが必要です。傍観者の子どもには、学級全体の問題として対応すること、いじめの問題に、教職員が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示すことが重要です。

学校生活全般	□ 教室や廊下、階段で、ひそひそ話をしている集団がある。 □ 特定の子どもに厳しい。何か起きると責任を押し付けたり追及したりする。 □ 特定の子どもにだけ、周りが必要以上に気を遣う。 □ 特定の子どもの発言に、顔を見合わせたり、さげすんだ表情をしたりする。または、反応がない、無視する。 □ 特定の子どもからの声かけを意図的に無視する。 □ グループづくりで取り残された子どもに、誰も声をかけない。 □ 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使う。 □ 教員が近付くと、急に仲のよいふりをしたり、笑顔で話しかけたりする。 □ 教員が近付くと、話題を変えたり不自然に分散したりするグループがある。 □ 絶対的なボスがいる。 □ 教師によって態度を変える。 □ 学級内で、いたずら書き、紙切れ回し、物隠しなどがある。 □ 言葉遣いが乱暴である。 □ 金品の貸し借りを行う。

２　いじめを「防ぐ」いじめの起こりにくい学級・学校づくり

いじめの未然防止のためには、日頃から「いじめの起こりにくい学級・学校」をつくることです。教職員の言動や態度が子どもを傷付けたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう教職員自身が人権意識を高く保つことが必要です。

いじめの起こりにくい学級・学校（例）

〈子どもたちや学級・学校の姿〉

○失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
○子どもたちが規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
○表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
○児童会活動や係活動にすすんで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
○教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
○規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
○地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

〈教職員の姿〉
○全教職員が、生活指導についての共通理解をもち、共通実践を行う。
○教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
○教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ一人の人間として接する。
○自らの言動が子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

〈保護者・地域住民の姿〉
○いじめは絶対に許さないとの認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
○気になる子どもを見かけたら声をかけ、いじめられる子どもがいたら徹底して守る。
○保護者会や地域の会合等で、いじめ問題根絶に向けて話合いなどを行っている。
○子どもが相談しやすい雰囲気をもち、日頃から子供との信頼関係を深める。
○子どもが安心する温かい家庭・地域社会を維持する。

３　いじめから「守る」

（１）初期対応の流れ

初期対応の流れ	取　組
(1)いじめの発見・認知 (2)報告（５Ｗ１Ｈを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども、保護者の訴え ○いじめアンケート・子ども見守りシートの活用 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・担任へ報告
(３)事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」 と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り ○話しやすい相手や場所等の配慮 ○複数の教職員で聞き取り ○情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
(４)情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラー、指導主事、スクールソーシャルワーカーとの連携

（５）子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級･学年等全体の問題として､教員が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
（６）関係機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実･対応経過の記録、情報等を整理する。

（２）いじめに関する通報及び相談を受け付ける窓口

①「八王子市　いじめ相談」　☎６２０－７４９９

いじめに悩む児童・生徒や保護者、地域の方やいじめを見かけた市民から相談を受け付けます。必要に応じて弁護士等と連携して対応します。

②「総合教育相談（心理教育相談）」（八王子市教育センター）　☎６６４－６９４９

児童・生徒の家庭及び学校生活全般に関わる問題について、保護者からの相談を受け付けます。一緒に考え、話し合って、適切な接し方や解決方法を見い出します。

③「子ども電話相談」（八王子市教育センター）　☎６６４－３６６５

児童・生徒（中学生）から相談を受け付けます。保護者や教職員に相談しづらい、いじめやその他生活上の様々な問題や悩みごとについて、直接電話で相談できます。

④「地域子ども家庭支援センター 東浅川」　☎６６１－００７２

０歳から１８歳未満の子どもと家庭に関して、保護者だけでなく、児童・生徒本人からの相談も受け付けます。学校や教育委員会と連携して様々な対応を行います。

⑤「青少年サポートネット・はちおうじ」　☎６５７－４９２８

八王子地区保護司会が､非行などの様々な悩みや問題を抱える青少年の支援のために開設した窓口です。いじめ問題についても相談に応じています。

⑥「東京都いじめ相談ホットライン」☎０１２０－５３－８２８８
※２４時間対応
⑦「ネット・スマホのトラブル相談　こたエール」
☎０１２０－１－７８３０２
⑧「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」（全国統一）
☎０１２０－０－７８３１０　※２４時間対応
⑨「東京都児童相談センター」☎０３－３３６６－４１５２

⑩「子どもの権利擁護専門相談事業（話してみなよ・東京子供ネット）」
☎０１２０－８７４－３７４

⑪「警視庁少年相談室（ヤング・テレホン・コーナー）」
☎０３－３５８０－４９７０

⑫「東京都立小児総合医療センター・こころの電話相談室」
☎０４２－３１２－８１１９

⑬「東京都立多摩総合精神保健福祉センター（こころの電話相談）」
☎０４２－３７１－５５６０

Ⅳ 重大事態発生時の対応

１　重大事態の意味

（１）生命、心身または財産への重大な被害が認められるとき
《例》・児童が自殺を企画した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

（２）いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされたとき
・不登校の定義を踏まえて、年間 30 日間を目安とする。
・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も、含まれる。

（３）児童や保護者から、いじめで重大事態に至ったと申し立てがあったとき
「いじめが理由ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態として、報告・調査をする。

２　重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に事態発生について報告します。

第一報を受けた教育委員会は、その事案について、いじめの有無やいじめとの因果関係が確認できなかったとしても、市長へ報告します。

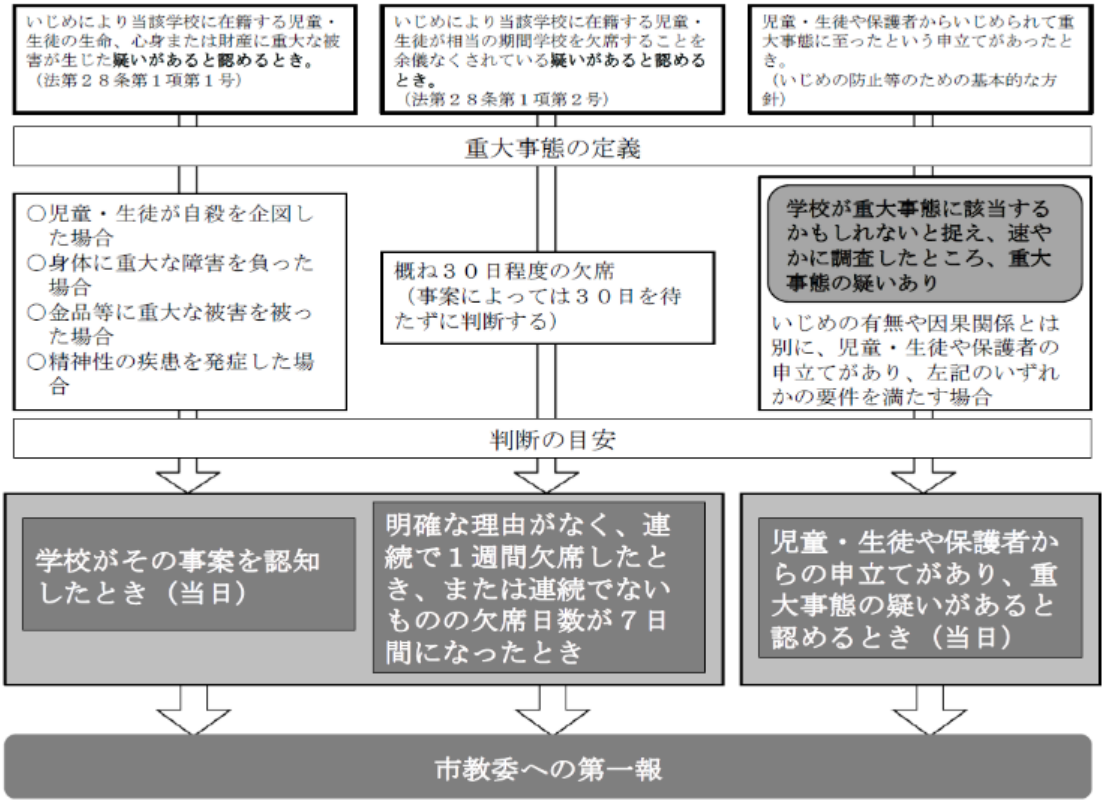

八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針より抜粋

重大事態と考えられる具体的事例

①児童・生徒が自殺を企図した場合

〇軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

〇リストカットなどの自傷行為を行った。

〇暴行を受け、骨折した。

〇投げ飛ばされ脳震とうとなった。

〇殴られて歯が折れた。

〇カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

〇心的外傷後ストレス障害と診断された。

〇嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

〇多くの児童・生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

〇わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

〇複数の児童・生徒から金品を強要され、総額１万円を渡した。

Ⅴ いじめ防止のための年間活動計画

一学期	・いじめ防止基本方針の見直し ・いじめ防止基本方針を教職員で共通理解し、目標と手立てを共有する ・いじめ防止基本方針と「子ども見守りシート」を保護者に説明 ・「いじめアンケート」と「子ども見守りシート」の活用 ・スクールカウンセラーによる５年生児童への全員面接 ・スクールカウンセラーとの情報交換（毎週木曜日） ・生活指導全体会(事例研修会)で情報交換 ・保護者・地域・児童にアンケートを取り学校評価を行う ・学校説明会を開催する ・「SOS の出し方教育」の実施 ・「八王子市いのちを考える日」の取組の実施 ・学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に実施
二学期	・学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に実施 ・いじめアンケートと子ども見守りシートの活用 ・スクールカウンセラーによる児童観察と教員との情報交換 ・スクールカウンセラーとの情報交換（毎週木曜日） ・生活指導全体会(事例研修会)で情報交換 ・保護者・地域・児童にアンケートを取り、学校評価を行う
三学期	・学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に実施 ・いじめアンケートと子ども見守りシートの活用 ・スクールカウンセラーによる児童観察と教員との情報交換 ・スクールカウンセラーとの情報交換（毎週木曜日） ・生活指導全体会(事例研修会)で情報交換